

# 令和8年度京都駅前再生に係る取組（ウォークブルなまちづくり）に向けた調査等委託業務受託候補者選定実施要領

制定 令和8年4月13日

## （趣旨）

第1条 この実施要領は、令和8年度京都駅前再生に係る取組（ウォークブルなまちづくり）に向けた調査等委託業務について、まち再生・創造推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

## （委託費用の上限）

第2条 要綱第3条に規定する委託費用の上限は、49,000,000円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

## （受託希望者の参加資格）

第3条 要綱第4条第2号に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を満たしていること。

- (1) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- (4) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと
- (5) 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
  - ア 共同事業体の全ての構成員は、前4号の要件を満たすこと。
  - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
  - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
  - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

## （受託希望者の募集）

第4条 要綱第4条第8項に規定する受託希望者の募集は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第4条第4項に定める提案書の提出は、令和8年4月28日（火）正午までに、次に掲げる事項を記載した提案書に、業務実績に係る契約書の写し及び仕様書等の業務内容がわかる資料その他これらに類する資料並びに受託見積金額に係る見積書その他必要な書類を添えて提出するものとする。

- ア 業務実績
- イ 実施体制
- ウ 業務提案
- エ 見積金額

- (2) 要綱第4条第5項に定める質問は、令和8年4月17日（金）正午までに行わなければならないものとする。
- (3) 要綱第4条第6項に定めるホームページでの公開は、令和8年4月23日（木）正午までに行うものとする。

（受託候補者選定委員会）

第5条 要綱第5条第7項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局まち再生・創造推進室長
- (2) 都市計画局まち再生・創造推進室都市の未来創造企画課長
- (3) 都市計画局まち再生・創造推進室都市の未来創造第一課長

（受託候補者の選定等）

第6条 要綱第5条第11項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第4条第1号に掲げる事項を評価する。
- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価し、算出した評価点（第1号の規定による評価の得点の合計をいう。以下同じ。）の平均点をもって充てる。
- (3) 受託候補者選定委員会は、評価点が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、評価点が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあっては、応募条件を緩和する余地がなく、更なる周知活動を行った場合においても他の者からの応募の可能性があると判断できない場合は、本業務を適切に履行する能力を有するか総合的に判断したうえで、当該受託希望者を受託候補者として選定する。
- (5) 受託候補者として選定しようとする者の評価点が60点に満たない場合は、受託候補者選定委員会において当該受託希望者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、前2号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しない。

- (6) 受託候補者選定委員会は、前号に規定する場合のほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においては、第3号及び第4号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。
- (7) 前2号の規定により受託候補者を選定しないこととなる場合には、次に評価点の高い者を受託候補者として選定するものとする。この場合においては、第3号ただし書及び第5号からこの号までの規定を準用する。

(選定結果の通知等)

第7条 受託候補者を選定した場合は、速やかに、その結果、参加した事業者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由がわかる情報を、全ての受託希望者に対し書面で通知するとともに、公表するものとする。

(業務委託契約の締結)

第8条 受託候補者と協議のうえ、当該業務の委託契約を締結するものとし、受託候補者との協議が成立しない場合は、受託候補者の選定結果における順位に基づき、次点の者と順次協議を行い、協議が成立した者と契約を締結するものとする。ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められない場合は、この限りではない。

(失格事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合
- (2) 受託候補者の選定の結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

附則

この実施要領は、決定の日から施行し、令和8年度京都駅前の再生に係る取組（ウォーカブルなまちづくり）に向けた調査等委託業務受託候補者選定実施要領に関して適用する。